

安全・安心な市民生活を応援  
八街市消費生活センター



その契約...  
定期購入かも  
しれません!

★相談事例1

商品代金980円、送料込みという健康食品のお試しコースをネットで見つけ注文し、代金はコンビニで支払った。商品と一緒に送られてきた説明書を読むと、2回目以降は6000円で3回まで購入することになっていった。自分は1回だけ注文したつもりだった。

★相談事例2

SNSの広告で見つけた美容液をスマートフォンから申し込んだ。広告には4カ月間解約できない定期購入であると記載があった。

＜相談員のアドバイス＞

通信販売は法律で解約・返金などの取引条件を広告に表示することが義務付けられています。ネット広告やテレビ番組では「特別価格○○円」

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を

など、消費者の興味をそそる事柄が強調され、取引における重要な事項が目立たない場合や聞き逃したりする場合があります。

購入する際には解約の条件、返品ができるかどうか、できる場合の条件など契約内容を必ず確認しましょう。

スマートフォンで

動画を見せるときは  
大人が付き添いましょう

★相談事例

娘を寝かせるため、スマートフォンで動画を見せていた。別室で家事をしていたところ、娘が何か話しているのに驚いて行ってみると、アダルトサイトの請求画面が表示されていた。スマートフォン画面には「1年で30万円」とあり、退会しようと電話やメールをしてしまった。伝わってしまった個人情報心配だ。

＜相談員のアドバイス＞

スマートフォンの利用は、10歳未満の低年齢層にも広がっています。子どもにも端末を渡して動画を見せていたところ、目を離れた隙にアダルトサイトの請求画面が表示されていたという相談が寄せられており、注

意が必要です。子どもは、大人が想像する以上に簡単に操作してしまうことがあります。子どもが利用する場合は、必ず大人が付き添うようにしましょう。アダルトサイトの請求画面が出ても、慌ててお金を支払ったり、相手に連絡したりしてはいけません。

八街市消費生活センター

開設日 毎週月曜～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午  
午後1時～4時

相談専用電話(相談無料)

☎ 443-9299

公益社団法人  
全国消費生活相談員協会

土曜・日曜日の相談

☎ 03-5614

0189

商工観光課

☎ 443-1405



まちのわだい

第30回八街市消防操法大会が行われました

9月24日(日)、スポーツプラザで第30回八街市消防操法大会が行われました。ポンプ自動車操法に7隊、小型ポンプ操法に10隊が出場し、日頃の訓練の成果を競い合いました。

入賞分団は次のとおりです。また、優勝、準優勝の分団は印旛支部消防操法大会に出場します。

ポンプ自動車操法

優勝 第15分団(夕日丘区)

準優勝 第2分団(二区)

第3位 第11分団(住野区)

小型ポンプ操法

優勝 第16分団(西林区)

準優勝 第13分団(四木区)

第3位 第7分団(滝台区)

第4位 第26分団(上砂区)

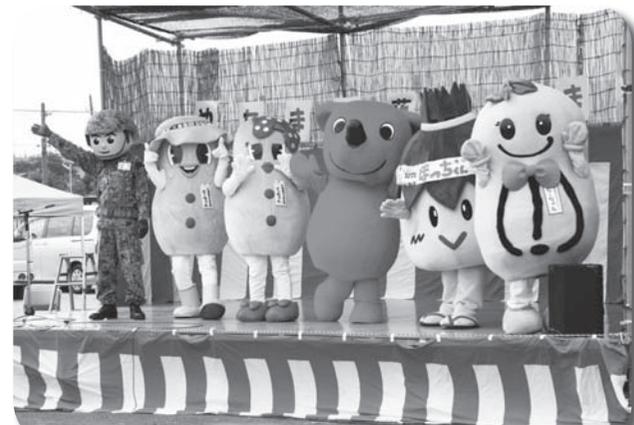


「やちまた落花生まつり2017」を開催しました

9月24日(日)、八街駅北口ロータリー協で『やちまた落花生まつり2017』が開催されました。

当日は好天に恵まれ、茹で豆用の落花生として知られている「おおまさり」の試食、生落花生や新鮮野菜の販売、八街生姜ジンジャーエールなどの試飲会のほか、ステージイベントでは、ご当地キャラクターの登場や八街中学校吹奏楽部の演奏などが行われました。

市内外から多くの方が訪れ、会場内のテントにはそれぞれ長い行列ができ、大盛況でした。



防犯ボックス勤務員に感謝状が贈呈されました

八街駅南口防犯ボックス勤務員が事件解決に協力したとして、8月30日(水)に佐倉警察署から感謝状が贈呈されました。

